相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡東伊豆町稲取一四三九番地二、最後の住所静岡県賀茂郡東伊豆町稲取一四三九番地の二　被相続人　亡　川上　靖利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

静岡県下田市東本郷一丁目一番一〇号
パールビル三階　法テラス下田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　押谷　祐基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市西区浜寺石津町中四丁四五八番地、最後の住所愛知県東海市名和町寝覚一四番地　被相続人　亡　富山　俊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

愛知県半田市柊町一丁目二一五番地の一一
相続財産管理人　弁護士　山本　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県美作市北山九六番地三、最後の住所京都府長岡京市長岡三丁目七番一四号　被相続人　亡　則本　智美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

京都市中京区富小路通二条上る鍛冶屋町三六八番二松枝法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松枝　尚哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区八条内田町九三番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　北村登司枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町二八〇番地ヤサカ烏丸御所南ビル四階　京都第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大河原壽貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県越前市粟田部町第二九号一四番地、最後の住所大阪市東淀川区豊新五丁目一二番一一一号　被相続人　亡　林　**嘉彦**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

大阪市北区西天満四丁目七番一号北ビル一号館六〇四号
相続財産管理人　弁護士　尹　英和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市大工町三七六番地、最後の住所大阪府岸和田市南町九番一七―五〇五号　被相続人　亡　**宇**野　惠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

大阪府大阪市北区西天満二丁目一一番八号
アメリカンビル五〇一号
相続財産管理人　弁護士　宇賀神　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市西新町二丁目五番地七、最後の住所大阪府寝屋川市対馬江西町二〇番一九号　被相続人　亡　久森　伸哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

大阪市中央区平野町二丁目二番一三号マルイト堺筋ビル三階
相続財産管理人　弁護士　尾熊　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市此花区四貫島二丁目一四番地、最後の住所大阪市此花区四貫島二丁目二三番一八号　被相続人　亡　冨長　誉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル四階
相続財産管理人　弁護士　白井啓太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府摂津市東一津屋一二番、最後の住所大阪府河内長野市向野町七四七番地〈リヴィエール長野二〇七号〉　被相続人　亡　海野　満子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

大阪市北区西天満四丁目三番一一号梅新パークビル八階
相続財産管理人　弁護士　和田　宏徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所岡山市北区日近一八〇七番地　被相続人　亡　朴　琦用

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

事務所　岡山県倉敷市松島一一二九―二トピアM三〇二
相続財産管理人　弁護士　呉　裕麻

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市大柿町大原一〇九〇番地三、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　石河内　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

事務所　広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一　相続財産管理人　室　伸征

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市御井朝妻一丁目一四九五番地、最後の住所福岡県うきは市吉井町一二〇五番地二〇　被相続人　亡　本村　春江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十三日

福岡県久留米市中央町三八番六号四階
相続財産管理人　松本　佳郎

第58期決算公告

平成28年1月13日

和歌山市吹上二丁目3番36号

株式会社出雲殿冠婚葬祭互助センター

代表取締役　浅井　信雄

貸借対照表の要旨　（平成27年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,758,317	流動負債	3,336,024
固定資産	2,323,760	株主資本	746,053
		資本金	50,000
		利益剰余金	696,053
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	681,053
		（うち当期純利益）	（8,266）
資産合計	4,082,077	負債・純資産合計	4,082,077